2012 年 3 月 6 日 (社) 日本経済団体連合会 P C B 対策ワーキング・グループ

PCB特措法は、施行後10年が経過した時点において施行状況について検討を行うことを規定している。これを受け、環境省は、2011年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、処理期限(2016年7月)が迫る中、日本環境安全事業株式会社(JESCO)等におけるPCB廃棄物の処理促進策について検討を行っている。

すでに検討委員会には、特措法が定める処理期限内にPCB廃棄物の処理が 完了しない推計が示されているが、PCB廃棄物の保管の長期化は、保管事業 者の経営リスクの増大のみならず、社会的リスクの増大につながりかねないこ とから、望ましくない。

国は、法律上、国の責務とされている処理体制の整備に関するこれまでの取組みを総合評価した上で、早期の処理完了に向け、経済合理性にも配慮しつつ、検討委員会に具体的な処理促進策を示す必要がある。

以下、「第4回検討委員会」に示された「安定器等・汚染物の処理体制の整備 の方向性について」に対する産業界の意見を述べる。

記

- 1. JESCOにおける安定器等・汚染物の処理促進に向け、国は、各事業所の当初の処理計画と現在の実績を、中間指標も含めて詳細にレビューすることが不可欠である。当該計画と実績が乖離している原因について深く掘り下げて分析を行い、その結果から得られた教訓を整理・共有して、今後の処理促進策の検討に活かす必要がある。また、稼働が停止している東京事業所に対して行う技術的評価は、評価プロセスの透明性を確保しつつ実施すべきである。
- 2. 早期の処理完了には、JESCOの既存設備の能力を最大限発揮することが必要である。国は、監督・指導を強化し、JESCOに工程管理を徹底させるとともに、「人材」「設備」「マネジメント」の観点から、事業運営上の課題を洗い出させ、保管事業者とも連携の上、効率的に経営を行わせるべきである。また、事業の透明性を高めるため、国は、特措法上、PCB

廃棄物処理の責務を負う保管事業者との間で定期的に意見交換を行う場を 設け、JESCOの財務状況および処理計画と実績について詳細に公開す べきである。

- 3. 国は、安定器等・汚染物の処理体制が整備されていない地域について、具体的な整備方針を早期に明らかにするとともに、処理完了に向けたスケジュールを明示する必要がある。具体的な処理体制整備の検討にあたっては、迅速・確実・合理的な処理の実現のため、あらゆる選択肢を検討すべきである。2013年には、北海道事業においてPCB汚染物等の処理がスタートするものの、意思決定から操業開始まで6年間を要していることを踏まえれば、今後、新たに処理施設を建設することは、早期の処理完了につながらない。そこで、東京事業所を含むJESCOの既存設備を最大限活用することに加え、官民連携しながら、その他の既存施設の活用も念頭に置くべきである。
- 4. 現行の安定器等・汚染物の処理料金は、全国的な処理体制が整備されていない中で設定されており、その根拠が明確ではない。そのため、具体的な処理体制が確定した段階で、不法投棄の防止や保管事業者間の公平性の観点にも十分配慮し、改めて処理料金を検討すべきである。その際には、算出根拠の妥当性を第三者が評価する仕組みを導入するとともに、評価の根拠データを情報開示するなど、透明性の確保が求められる。
- 5. 汚染物(感圧複写紙、ウエス、汚泥など)の処理体制については、現時点では定まっていない。迅速・確実・合理的な処理を実現するという観点から、JESCOでの処理対象は、その保有する処理能力を真に必要とするものに限定し、廃棄物処理法の無害化処理認定制度を活用した処理体制を早急に確立する必要がある。

以上